

京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例（以下「条例」という。）第4条第1項の規定により保存建築物登録原簿に登録された下記の建築物について、条例第6条第1項の規定に基づき当該保存建築物の登録を抹消したことから、同条第3項の規定に基づき公告します。

令和元年11月18日

京都市長 門川 大作

1 建築物の名称

真宗本廟東本願寺御影堂

2 建築物の敷地

京都市下京区烏丸通七条上る常葉町754番地ほか

3 建築物の概要

(1) 用途 寺院

(2) 構造・規模 木造地上1階建て

4 登録を抹消する理由

文化財保護法の規定によって重要文化財に指定されたことから、建築基準法第3条第1項第1号に規定する建築物に該当するに至ったため。

5 登録抹消年月日

令和元年11月13日

(都市計画局建築指導部建築指導課)